

千曲市循環バス車体広告掲載基準

(目的)

第1条 この基準は、市循環バス車体に広告を掲載するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載する循環バスと掲載位置及び範囲)

第2条 広告を掲載する循環バスと掲載位置及び範囲は、次のとおりとする。

広告募集循環バス一覧表

(広告の掲載方法)

第3条 広告掲載は、カッティング・マグネット・シート等の剥離が可能な素材とし、車体塗装は行わないものとする。

(バス車体広告の掲載期間)

第4条 広告掲載期間は、1年単位とする。

2 前項の広告掲載期間は、契約の更新により延長することができるものとする。ただし、契約の更新を最長3年間とする。

(広告の内容及びデザイン)

第5条 広告の内容及びデザインが、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの。
- (2) 信号、交通標識と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの。
- (3) 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの。
- (4) 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの。
- (5) ヌード、水着姿を表示し、著しく注意を引くもの。
- (6) デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの。
- (7) 絵柄や文字が過密であるもの。
- (8) その他、市長が市循環バスとして品格及び交通の安全を阻害する恐れがあると判断したもの。

(広告代理店の責務)

第6条 広告代理店は、広告の掲載にあたって次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 掲載物は、常に善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 他の広告代理店に使用(又貸し)させない。

- (3) 広告掲載以外の目的に使用しない。
- (4) 掲載期間の満了又は取り消しによって掲載を終了した場合には、速やかに広告物を撤去し、掲載前の現状に回復すること。特に剥離による車体塗装の傷みについても補修をすること。

(広告掲載の審査)

第7条 申し込みがあった広告主及び広告内容については要綱第6条の規定による広告掲載審査委員会で審査し、広告掲載の可否を決定する。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要とする事項は別に定める。

附則

この基準は、平成19年7月9日から施行する。

広告募集循環バス一覧

| バス愛称 (路線名) | 車体 左側面 (乗降側) | 車体 右側面 (運転手席側) | 車体背面 |
|--------------------|---------------------------------------|---------------------|------------------------|
| ①ちくま号 (大循環線東回り) | 縦: 45cm 横: 130cm | 縦: 45cm 横: 130cm | 縦: 50cm 横: 100cm |
| ②ちくま号 (大循環線西回り) | 縦: 45cm 横: 130cm | 縦: 45cm 横: 130cm | 縦: 50cm 横: 100cm |
| ③あんず号 (東部線) | 縦: 45cm 横: 190cm | 縦: 45cm 横: 80cm | 縦25cm×横130cm ※背面窓部分 |
| ④かむりき号 (東西線) | 縦: 50cm 横: 150cm (レバー格納部分カット添付) | 縦: 50cm 横: 150cm | 縦40cm×横130cm ※背面窓部分 |
| ⑤めいげつ号 (姨捨線) | 縦: 45cm 横: 170cm | 縦: 45cm 横: 170cm | 縦50cm×横130cm |
| ⑥やまぶき号 (大田原線) | 縦: 45cm 横: 170cm | 縦: 45cm 横: 130cm | 縦25cm×横130cm ※背面窓部分 |
| ⑦やまびこ号 (更級戸倉線) | 縦: 45cm 横: 170cm | 縦: 45cm 横: 130cm | 縦: 45cm 横: 100cm |
| ⑧さざなみ号 (五加戸倉線) | 縦: 45cm 横: 200cm | 縦: 45cm 横: 200cm | 縦35cm×横150cm ※背面窓部分 |
| ⑨ほっとバス (上山田線) | 縦: 45cm 横: 190cm | 縦: 45cm 横: 190cm | |

9台 26箇所

基本的には上記のサイズの範囲内とする